

福岡県行政改革大綱

平成29年3月



はじめに

福岡県では、これまで、職員数の適正化、本庁及び出先機関の大規模な組織再編、公社等外郭団体の在り方の見直し並びに業務のアウトソーシングなど、全庁を挙げて行財政改革を推進してきました。

しかしながら、前回の大綱策定から既に5年となり、この間、公共施設等の老朽化問題への対応や国の経済・財政一体改革の取組みなど、県を取り巻く状況には新たな変化が生じています。

このため、県では、新たな行政改革を進めるため、平成28年5月9日、「福岡県行財政改革推進本部」を開催し、また、同月23日に、民間有識者等で構成する「福岡県行政改革審議会」に県行政の諸課題に係る改革方針についての意見を求めました。

審議会においては、計8回の審議を行い、平成28年12月26日に、今後の改革の方向性を示す答申がなされました。

県としては、この答申等を踏まえ、ここに「福岡県行政改革大綱」を策定し、平成33年度末までの5年間に取り組む行政改革の基本的な考え方と具体的な改革事項を取りまとめました。

本大綱に基づいて、県民ニーズに適合した真に必要な行政サービスを効率的に提供していくため、職員が一丸となって、行政改革を進めていきます。

目 次

第1	行政改革の必要性	1
1	これまでの行政改革の取組み	1
2	現下の環境・課題	2
(1)	社会経済情勢の変化	
(2)	県の行財政を取り巻く状況	
(3)	引き続き厳しい財政状況	
第2	改革に当たっての基本的考え方	4
1	改革の目指すもの	4
2	改革の柱	5
3	改革の計画期間	5
第3	改革の内容	6
I	県民ニーズに叶った行政サービスの提供と多様な主体との協働の推進	6
II	効果的・効率的な業務の推進	14
III	ワークライフバランスの推進と人づくり・士気の高揚	25
IV	公共施設マネジメントなどによる歳入歳出の改革	33

第1 行政改革の必要性

1 これまでの行政改革の取組み

県では、これまで累次にわたる行政改革の取組みにより、平成11年度以降、知事部局等では25%を超える職員数の削減を行ってきました。また、教育委員会や警察本部を含めた県全体でも8%の職員数削減を実施しています。

平成24年3月には、平成28年度までの5か年を計画期間とする「福岡県行政改革大綱」を策定し、職員数の削減のほか、組織の見直し、公社等外郭団体の在り方の見直し、アウトソーシングの推進、女性職員の登用推進、収入の確保・歳出の見直しなど行政運営のあらゆる分野について見直しに取り組んできました。

また、社会保障と税の一体改革及びこれを踏まえた地方財政対策の動向が明らかになったことを受けて、平成26年3月には、「福岡県財政改革推進プラン」を策定し、行政改革と一体となって財政改革に取り組み、人件費の抑制、事務事業の見直し、財政収入の確保等により、平成24年度からの5年間で約1,476億円の改革効果を挙げました。

このように県では全庁を挙げて行財政改革を推進してきましたが、その一方で、大綱策定からすでに5年近くが経過し、この間、社会経済情勢は変化し、県の行財政を取り巻く状況にも新たな変化が生じていることから、県の体制や事務事業が現下の社会経済情勢・県民ニーズに適合したものとなるよう、引き続き行政改革の取組みを進めていく必要があります。

2 現下の環境・課題

(1) 社会経済情勢の変化

福岡県の人口は昭和45年の国勢調査以来、増加基調にあるものの、人口推移を長期的にみた場合、やがて減少局面に転化することが見込まれています。

少子高齢化や人口減少が進展すると、経済活動はもとより、持続的な社会保障制度や地域コミュニティの維持などに大きな影響を与えるため、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるための地方創生の取組みが本格化しています。

グローバル化の進展により、ヒト・モノ・カネの国境を越えた移動が活発になっており、世界的な貿易自由化や経済連携の推進によって、その勢いは加速化しています。また、中国やインド、ASEAN等のアジアの新興国は日本を大きく上回るペースで経済成長を続けています。

国内需要が成熟化する中で、インバウンド観光、農林水産物の輸出などアジアを中心とした海外の動向を見据えた施策の戦略的な展開が求められています。

平成27年9月には女性活躍推進法が制定され、働くことを希望する女性がその希望に応じた働き方を実現できるよう社会全体として取り組んでいくことが求められています。

長時間勤務を前提とした働き方や家庭生活における男女の役割分担意識が女性活躍推進の障壁になっており、男女を問わずすべての職員の働き方を見直して仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を実現することが不可欠となっています。

近年の情報通信技術（ICT）の進展は目覚ましいものがあり、超高速ブロードバンドや無線LAN（Wi-Fi）環境が整備され、スマートフォン・タブレット等携帯型端末が普及するなど、社会のあらゆる場面でICTが活用されています。

ICTの活用により、時間・場所に制約されず業務を行うことが可能となり、仕事の生産性向上や多様な働き方の実現が期待されています。

(2) 県の行財政を取り巻く状況

国においては、経済・財政一体改革の着実な推進を図るため、「経済・財政再生計画」に基づいて歳出・歳入両面の見直しが行われています。

このうち地方行財政改革分野では、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組み

(以下「トップランナー方式」といいます。)の導入や基準財政収入額の算定に用いる地方税の標準的な徴収率の見直しが進められており、県の地方交付税にも影響が及ぶことが見込まれています。

全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、今後施設の修繕や更新の時期が集中して到来することに加え、人口減少等による公共施設等の利用ニーズの変化も予想されています。

県有建築物のうち、建築後50年を超えた県有建築物が占める割合は、平成27年度末が4.4%だったのに対して、10年後の平成37年度末は22.5%、20年後の平成47年度末には52.6%まで増加することが見込まれています。

「福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略」における将来展望では、県の人口は、平成32年には約502～499万人に減少すると推計されています。

人口減少が本格化すれば、税収への影響も避けられなくなるため、その確保が財政運営上の重要な課題となってきます。

(3) 引き続き厳しい財政状況

県では、前述の財政改革推進プラン等に基づいて財政改革を進め、一定の成果を挙げましたが、この間も県債残高は臨時財政対策債の増発などにより累増し、平成28年度末には一般会計予算規模のほぼ2倍に当たる3兆5千億円を超える見込みとなっています。

このように県は引き続き厳しい財政状況にあると言わざるを得ず、現在の行政サービスにかかわる費用を将来の世代に先送りすることなく現在の税収等で賄えるよう、更なる財政健全化の取組みを進めていく必要があります。

第2 改革に当たっての基本的考え方

1 改革の目指すもの

前回の行政改革においては、総合計画と並ぶ県政推進の基本指針として行政改革大綱を策定し、総合計画を着実に推進するため、組織・人員体制、人づくり、政策手法、歳入・歳出など行政運営のあらゆる分野について見直しを進めてきました。

今回の行政改革に当たっても、この行政改革大綱とともに、新たな総合計画を策定します。

新たな総合計画では、アジアに最も近く、日本海側にある大都市圏である福岡県が、台頭するアジアの活力を取り込んで成長すると同時に、すべての県民が将来に期待が持て、誰もが住み慣れたところで長く元気に暮らせる「県民幸福度日本一」の福岡県を目指すこととしています。

また、その実現のため、産業の振興、子育て支援、防災・減災対策の強化など10の柱に整理された施策を総合的に展開するとともに、県内各圏域と重点戦略を共有し施策を推進することとしています。

「県民幸福度日本一」の福岡県を目指して、新たな総合計画の着実な推進を図るためにも、県を取り巻く現下の環境・課題に的確に対応しながら、県民ニーズに叶った行政、仕事の生産性向上、職員の能力発揮、適切な財政運営などの視点に立つて行政改革を進め、県が真に行うべき行政サービスを効率的に提供します。

2 改革の柱

次の4つの項目をそれぞれ改革の柱（大項目）と位置付け、その柱ごとに具体的な改革に取り組みます。

- I 県民ニーズに叶った行政サービスの提供と多様な主体との協働の推進
- II 効果的・効率的な業務の推進
- III ワークライフバランスの推進と人づくり・士気の高揚
- IV 公共施設マネジメントなどによる歳入歳出の改革

3 改革の計画期間

平成29年度から平成33年度までの5か年とします。

第3 改革の内容

I 県民ニーズに叶った行政サービスの提供と多様な主体との協働の推進

社会経済情勢の変化に伴い、県民が行政に求めるニーズが多岐にわたる中、「県民幸福度日本一」の福岡県を目指すため、県が真に行うべき行政サービスを的確に見極めて提供します。

また、市町村との連携・協力を更に進めるとともに、NPO・ボランティア、企業、行政など多様な主体が協働して地域課題の解決に取り組みます。

基本的な考え方

1 県民の視点に立った行政サービスの向上

時代の変化や様々な課題に直面していく中で、県民ニーズに叶った行政サービスを的確に見極め、真に求められる行政サービスを提供します。

また、県の行政手続については、ICTの活用も図りながら、県民の利便性向上に努めます。

2 行政の「見える化」と施策情報の効果的な発信

県民が必要とする情報については、ICTの活用も図りながら、わかりやすく効果的に発信します。

また、地域間競争が激化する中、県産品の販路拡大や観光客の誘致等を促進するため、多くの人口を抱え、潜在的な需要を持つ首都圏において福岡県の魅力を積極的に発信します。

3 市町村への支援と連携の強化

少子高齢化や人口減少が進展する中で、市町村の地方創生の着実な進展や行財政基盤の強化、住民サービスの向上等について支援を行います。

また、地域課題の解決や施策の全県的な推進に当たっては、市町村と連携・協力しながら進めます。

4 NPO・ボランティア、企業との協働の推進

これまでの取組みにより、NPO・ボランティア団体（以下「NPO等」といいます。）と行政、企業との協働は一定程度、定着・進展していますが、複雑化・

多様化している地域課題の解決のために、一層の協働の推進に取り組みます。

また、NPO等の多くは人材や組織運営のノウハウが不足しており、財政基盤も脆弱であることから、その活動基盤の強化を図ります。

5 県を越える連携の推進

九州地方知事会を通じて各県と更なる連携を図るとともに、九州地域戦略会議でのプロジェクトチームによる取組みなど、官民が協力しながら広域的な連携を進めます。

具体的な改革事項

1 県民の視点に立った行政サービスの向上

改革事項	県民ニーズの的確な把握
内 容	・知事のふるさと訪問、県政提案メール、県民意識調査等の取組みに加え、県政モニター制度におけるアンケート調査の充実や各部における分析機能を高めることにより、県民ニーズを的確に把握し、施策の企画、立案、実施につなげる。
実施時期	平成29年度から実施

改革事項	県民の利便性向上				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー制度の活用により県への申請書類に係る添付書類を削減するなど、行政手続の簡素化を図る。 ・自動車保有関係手続などインターネットの利用による申請・届出等の手続を増やすことにより、利便性の向上を図る。 ・窓口対応職員等の手話研修の受講、ホームページにおけるアクセシビリティ（※）の向上など合理的配慮が必要な障がい者や高齢者にも適切に対応した行政サービスの取組みを進める。 <p>※アクセシビリティ：必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること</p>				
実施時期	H29	H30	H31	H32	H33
検 討▶				
実 施	————▶				

2 行政の「見える化」と施策情報の効果的な発信

改革事項	オープンデータの取組みの推進				
内 容	<p>県が保有する公共データを誰でも自由に利用できる形で、インターネット上で公開する。</p> <p>(具体的取組み事項)</p> <p>①専用のサイトを公開し、利用者ニーズを踏まえて公開データの拡充を図る。</p> <p>②県内市町村での取組みを促すとともに、併せて公開ルールやデータ分類などの標準化を進めるなど、利用者の利便性の向上を図る。</p>				
実施時期	H29	H30	H31	H32	H33
① 実施	—————→				
② 検討 実施→				
					—————→

改革事項	新地方公会計制度の導入				
内 容	<p>・固定資産台帳の整備と複式簿記導入を前提とした統一的な基準による財務書類を作成し、財務情報の分かりやすい公表と有効活用を図る。</p>				
実施時期	平成29年度から実施				

改革事項	施策情報の効果的な発信				
内 容	<p>①広報紙や新聞、テレビ、ラジオ、ソーシャルメディア等を活用した情報発信手段の多様化を図り、「いつ、誰に向かって、どのように伝えるか」を念頭において、それぞれの広報媒体の特性を踏まえた効果的な情報の発信を行う。</p> <p>②首都圏における情報発信の強化に取り組む。</p> <p>③県のホームページを県民が必要とする情報を入手しやすい、より利用しやすいページに再構築する。</p>				
実施時期	H29	H30	H31	H32	H33
①② 実施					
③ 検討 実施					

3 市町村への支援と連携の強化

改革事項	市町村への支援
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の地方創生総合戦略の着実な推進を総合的かつ政策横断的に支援する。 ・市町村における税の徴収能力の向上など市町村の行財政運営や施策の実施に係る支援を行うとともに、広域連携を促進する。 ・市町村の実情を踏まえて、手挙げ方式による県から市町村への権限移譲の取組みを進める。
実施時期	平成29年度から実施

改革事項	政令市との連携・協力
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・政令市と共通する行政課題について認識を共有し、暴力団対策、産業関連特区、空港・交通問題など個別具体の分野で連携・協力を進める。
実施時期	平成29年度から実施

改革事項	施策の全県的推進に向けた県・市の連携・協力
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・設置主体が県・市に分かれている、福祉事務所、保健所、児童相談所の業務について、全県的な施策の推進が図られるよう、当該行政分野での連携・協力を進める。
実施時期	平成29年度から実施

4 NPO・ボランティア、企業との協働の推進

改革事項	協働意識の醸成
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・協働に関するセミナーによる啓発や具体の成功事例の発信により、自治体職員の協働意識の醸成を図る。 ・経営層をターゲットにしたセミナー等を通じて、企業におけるNPO等との協働への関心や意欲を効果的に喚起する。
実施時期	平成29年度から実施

改革事項	NPO・ボランティアと行政、企業等による協働の更なる推進
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO等と地域の多様な主体によるモデル的な協働事業を支援する。 ・企業とのマッチングを促進するため、企業の本業を活かした協働事例を発信するとともに、企業のニーズに即した協働の提案ができるようNPOの企画力向上を支援する。
実施時期	平成29年度から実施

改革事項	NPO・ボランティアの組織運営力及び財政力の強化
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業企画、資金調達などに関する専門的な相談対応・助言を行うとともに、認定取得を目指すNPOを支援するため、組織運営や寄附獲得ノウハウの提供を行う。 ・寄附や人材の受け入れを支援するため、県民に対してNPO等の活動への理解や共感を深める機会を提供する。
実施時期	平成29年度から実施

5 県を越える連携の推進

改革事項	県を越える連携の推進				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時の応援・受援態勢の整備を進める。 ・九州地方知事会を通じて各県と更なる連携を図り、共通の政策課題に取り組む。 ・国の関与や規制の見直しにつながる提案について、九州地方知事会等と連携しながら国へ積極的に働きかけ、実現を図る。 ・外国人観光客誘致に向けた取組みや産業競争力強化など戦略的課題については、経済界も含めた九州が一体となった取組みを推進する。 				
実施時期	H29	H30	H31	H32	H33
検 討 実 施					

Ⅱ 効果的・効率的な業務の推進

県の組織や人員体制に関しては、常に効果的・効率的であることが求められ、新たな行政課題に対しては重点的に取り組む一方で、事業の縮小等に伴い必要性が低下したものについては統廃合を含めた検討を行うなど、メリハリのついた見直しを行います。

また、民間が持つノウハウや専門技術の活用により、県が実施するよりも費用や県民サービスの面で効果が期待されるものについては、アウトソーシングを積極的に推進します。

財政状況が厳しい中で、限られた人的資源を最大限に活用していくため、従来の仕事の進め方を見直すとともに、ICTの効果的な活用により仕事の生産性向上に取り組めます。

基本的な考え方

1 組織機能の強化・効率化と職員数の適正化

行政組織についてはスクラップアンドビルドの観点から、設置目的を達成した組織や必要性の低下した組織について統廃合等を行う一方、新たな課題に的確に対応するため、随時必要な見直しを行い、効果的・効率的な組織体制を整備します。

また、職員数についてもスクラップアンドビルドによる再配置を進めつつ、より簡素で効率的な行政運営に努めます。

2 アウトソーシングの推進

民間の専門的な知識の活用等により県民サービスの向上が図られるものについては、業務の質の確保に十分配慮しながら、アウトソーシングを推進します。

また、国のトップランナー方式の対象となっている業務をはじめ、他県で広くアウトソーシングを実施している現業業務についても積極的に取り組めます。

3 公社等外郭団体の見直し

社会経済情勢の変化を踏まえ、団体の事業見直しや効率的な体制づくりを進めるとともに、各団体の経営の健全性・透明性の確保など経営改善にも取り組めます。

4 公の施設の見直し

国のトップランナー方式において指定管理者制度導入の対象となっている施設については、他県における取組み状況等も踏まえて導入を検討します。

また、施設の現況等を踏まえて、将来にわたって県が保有する意義が乏しい施設については、移譲や廃止など抜本的な見直しを行います。

5 働き方の改革とICTの活用

依然として厳しい財政状況の中で、複雑化・多様化する県民ニーズに的確に対応し、質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供していくため、従来の仕事の進め方を見直して、生産性を向上させる取組みを進めます。

また、ICTの進展により、勤務場所にとらわれない働き方（テレワーク）が可能となっており、特にタブレット端末等を活用したモバイルワークについては、県民へのサービス向上や仕事の生産性向上などの効果が見込まれることから、導入を進めます。

具体的な改革事項

1 組織機能の強化・効率化と職員数の適正化

(知事部局)

改革事項	本庁組織の見直し				
内 容	<p>変化する社会経済情勢や行政ニーズに的確に対応するため、以下のような視点で、組織の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな行政課題等を踏まえ、組織の機能強化や効率化が必要なものはないか。 ・設置の必要性が低下した組織について、統廃合等が必要なものはないか。 <p>(具体的見直し事項)</p> <p>①農林水産物と加工食品等の販売拡大・消費促進体制の見直し 農林水産物や加工食品等の「福岡の食」をトータルにアピールし、販売拡大を図るため、これまでの品目ごと、地域ごとの取組みに加え、農林水産物と加工食品等を一体的に販売拡大・消費促進する体制を構築する。 【実施時期】平成29年度～</p> <p>②ダム供用開始に伴う組織見直し 五ヶ山ダム、伊良原ダムの運用開始に伴い、河川開発事業が急激に減少することから、効率的な事業執行に向けた組織の見直しを行う。 【実施時期】平成30年度～</p>				
実施時期	H29	H30	H31	H32	H33
検討→				
実施	————→				

(知事部局)

改革事項	出先機関の見直し				
内 容	<p>変化する社会経済情勢や行政ニーズに的確に対応するため、本庁組織と同様の視点で、組織の見直しを行う。</p> <p>(具体的見直し事項)</p> <p>①児童相談所の機能強化 児童虐待対応件数の増加、発達障害児などきめ細かな対応が必要な児童の増加に的確に対応できるよう、以下のような機能強化を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令の基準等に合わせた職員体制強化や専門職の配置 ・宗像児童相談所に一時保護所を設置 <p>【実施時期】平成29年度～</p> <p>②那珂川町の市制施行に伴う組織の見直し 新たな市に福祉事務所が設置されることに伴い、筑紫保健福祉環境事務所の福祉事務所としての機能を廃止する。</p> <p>【実施時期】平成30年度～</p> <p>③ダム建設事務所の廃止 五ヶ山ダム・伊良原ダムの運用開始に伴い、ダム建設事務所を廃止する。</p> <p>【実施時期】平成30年度～</p> <p>④県税相談窓口の在り方検討 平成2年の財務事務所支所の廃止に伴い、旧支所に県税相談窓口を設置していたが、申告書受付件数や証明書発行件数が大幅に減少していることから、窓口の在り方について検討を行う。</p> <p>【実施時期】平成31年度～</p> <p>⑤筑後川水系農地開発事務所の見直し 今後の事業費の推移等を踏まえ、効率的な体制を確保するため、近隣の農林事務所との再編について引き続き検討する。</p> <p>【実施時期】大綱期間中に検討・実施</p>				
実施時期	H29	H30	H31	H32	H33
検 討 実 施	<p>The diagram shows a horizontal timeline from H29 to H33. A dotted line with an arrow at the end indicates the '検討' (Review) phase, which spans from H29 to H32. A solid line with an arrow at the end indicates the '実施' (Implementation) phase, which spans from H29 to H33.</p>				

(知事部局)

改革事項	職員数の適正化				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな行政課題へ適切に対応するため、県として強化を図るべき分野への職員の重点的な配置を進めるとともに、事務事業の見直しや業務の効率化、アウトソーシングにより業務自体を減らすことで、全体として平成33年度までに約100人削減し、簡素で効率的な人員体制の構築を目指す。 				
実施時期	H29	H30	H31	H32	H33
検 討→				
実 施	————→				

(教育委員会)

改革事項	本庁組織の見直し				
内 容	<p>学校を中心とする教育現場を取り巻く状況の変化に伴う行政課題等に対応するため、随時必要な見直しを行う。</p> <p>(具体的見直し事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より現場ニーズを踏まえつつ、学力・体力の向上や特別支援教育の充実など新たな教育課題に的確に対応するため、部制の在り方を検討するとともに、本庁組織の機能強化を行う。 				
実施時期	H29	H30	H31	H32	H33
検 討→				
実 施		————→			

(教育委員会)

改革事項	教育事務所の見直し				
内容	・教育事務所において、簡素で効率的な行政運営を推進する観点から事務部門の執行体制の在り方について検討する。 【実施時期】大綱期間中に検討・実施				
実施時期	H29	H30	H31	H32	H33
検討→				
実施	————→				————→

(教育委員会)

改革事項	職員数の適正化				
内容	・今後の事務部門の職員数については、知事部局と同様に平成33年度までに約20人削減し、簡素で効率的な人員体制の構築を目指す。				
実施時期	H29	H30	H31	H32	H33
検討→				
実施	————→				————→

(警察)

改革事項	限られた人的資源の有効活用				
内容	・全国的な治安課題に対する国の動向や地域の治安情勢を踏まえながら、簡素で効率的な行政運営に向けて、限られた人的資源の有効活用を図る。				
実施時期	H29	H30	H31	H32	H33
検討→				
実施	————→				————→

2 アウトソーシングの推進

改革事項	アウトソーシングの推進				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費助成業務など、民間の専門的な知識の活用等により県民サービスの向上が図られる業務を中心に、非現業業務のアウトソーシングを実施する。 ・他県の状況やトップランナー方式の導入を踏まえ、道路維持補修業務などの現業業務について、アウトソーシングを実施する。 				
実施時期	H29	H30	H31	H32	H33
検 討→				
実 施	————→				

3 公社等外郭団体の見直し

改革事項	公社等外郭団体の見直し				
内 容	<p>団体としての役割が低下しているものや主要事業が縮小しているものについて、組織や事業を見直す。</p> <p>(具体的見直し事項)</p> <p>①福岡県道路公社の体制見直し 冷水道路及び天神中央公園駐車場の道路管理者への移管に伴い、効率的な事業執行に向けた組織・人員の見直しを行う。 【実施時期】平成29年度～</p> <p>②福岡県建設技術情報センターの事業見直し 民間事業者の工事積算技術の習熟度向上を図ることによって、センターとの随意契約を段階的に縮小し、県派遣職員について見直しを行う。 【実施時期】平成29年度～</p> <p>③福岡県厚生事業団への県関与の在り方見直し 当団体は福岡県障害者リハビリテーションセンターの管理運営のみを行っているが、他県においては同種施設の管理運営を民間事業者に委託している例もみられる。県の外郭団体が行う必要性を検証し、当団体への県関与の在り方について見直しを行う。 【実施時期】平成33年度～</p>				
実施時期	H29	H30	H31	H32	H33
検 討 実 施→				→

改革事項	団体の経営健全化
内 容	・団体ごとに新たな5年間の中期経営計画を策定し、毎年、経営状況や資産債務の状況、改善目標の達成状況等について把握を行い、評価を実施するなど、効率化・経営健全化に向けた取組みを実施する。
実施時期	平成29年度から実施

4 公の施設の見直し

改革事項	指定管理者制度の導入拡大				
内 容	<p>トップランナー方式の対象となっている青少年教育施設について、管理運営の在り方を検証し、指定管理者制度の導入を検討する。</p> <p>(導入を検討する施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県立英彦山青年の家 ・ 福岡県立社会教育総合センター ・ 福岡県立社会教育総合センター少年自然の家 ・ 福岡県立少年自然の家「玄海の家」 				
実施時期	H29	H30	H31	H32	H33
検 討 実 施→		————→		

改革事項	公の施設の移譲・廃止等				
内 容	<p>施設の利用状況や近隣の類似施設の状況、民間等における対応の可能性等を検証し、県の施設として存続させる意義が乏しいものについては、移譲や廃止を含め、その在り方について見直しを行う。</p> <p>(在り方を見直す施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあいの家京築 ・ ふれあいの家北筑後 ・ ふれあいの家南筑後 ・ 福岡県障害者就労支援ホームあけぼの園 				
実施時期	H29	H30	H31	H32	H33
検 討 実 施→				————→

5 働き方の改革とICTの活用

改革事項	コスト意識に基づく働き方の見直し				
内容	<p>職員が人件費に対するコスト意識を持ち、より短い時間で同じ成果を得られるよう、仕事の進め方を見直す。</p> <p>(具体的見直し事項)</p> <p>①文書事務の電子化 電子決裁案件の明確化や文書管理システムの改善により、電子決裁を含む一連の文書事務の電子化を推進し、業務の効率化を図る。</p> <p>②決裁権限の下位委譲 上位の職から下位の職への決裁権限の委譲等の取組みを進め、事務処理の簡素効率化及び意思決定の迅速化を図る。</p> <p>③会議や庁内照会等の見直し 会議や庁内照会といった全庁的に行われている業務について、効率化に向けたルールを策定するなど、仕事の進め方を見直すことで、業務の効率化を図る。</p>				
実施時期	H29	H30	H31	H32	H33
①② 実施					
③ 検討 実施					

改革事項	ICTの活用による仕事の生産性向上				
内 容	・タブレット端末等の活用により業務の効率化や県民サービスの向上が見込まれる所属を選抜し、モバイルワークの導入を進める。				
実施時期	H29	H30	H31	H32	H33
検 討 実 施→			————→	

改革事項	情報インフラの整備	
内 容	・通信環境の最適化や無線LANに対応したパソコンへの更新、ファイル共有システムの容量拡大を行う。	
実施時期	平成29年度から実施	

改革事項	庁内システムのクラウド化	
内 容	<p>○クラウドの活用を図り、効率的かつ災害に強い庁内システムの整備を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数のシステムのサーバを統合し一括管理する基盤（サーバ統合基盤）を庁内主要34システム全てに適用する。 ・サーバ統合基盤の利用を前提とする、システムの開発・運用のプロセスを標準化した指針を策定する。 	
実施時期	平成29年度から実施	

Ⅲ ワークライフバランスの推進と人づくり・士気の高揚

すべての職員が最大限能力を発揮し、また、組織の活力を高めていくには、女性の更なる活躍が必要であり、男女がともに働きやすい環境の整備や職員の働き方を見直してワークライフバランスの実現に取り組みます。

また、県を取り巻く環境の変化に的確に対応し、積極果敢にチャレンジしていく人材の育成に取り組むとともに、職場内のコミュニケーションを良くし、チームワーク力を高めます。

基本的な考え方

1 女性の更なる活躍とワークライフバランスの推進

女性職員の管理職等への積極的な登用を進めるとともに、男女がともに働きやすい職場環境の実現に取り組みます。

2 人材育成の強化

県民ニーズの多様化や社会経済情勢の変化に柔軟に対応しながら、的確に職務を遂行できるよう、職員研修の内容を柔軟に見直します。

また、若手職員が幅広い視野等を身につけ、自ら考え、判断し、行動することができるよう、個々の職員に応じた効果的な育成に取り組みます。

3 職員の士気の高揚と風通しの良い職場づくり

職員がやりがいを持って意欲的に職務に取り組んでいくため、職員の自発性・主体性を引き出す取組みや職員が働きやすい職場づくりを進めます。

また、職員のメンタルヘルス不調対策を一層推進します。

4 ガバナンスの徹底

県の内部統制（ガバナンス）の徹底を図るため、職員の倫理保持、文書管理、個人情報管理、情報セキュリティ対策及び適正な財務処理について、これまで行ってきた研修、自己点検、実地調査や指導などの取組みを形骸化させることなく、今後も反復・継続し、その徹底を図ります。

具体的な改革事項

1 女性の更なる活躍とワークライフバランスの推進

改革事項	女性職員の活躍推進				
内 容	①管理職候補となる女性職員の計画的な人材育成を図り、女性職員の積極的な登用を推進することで、以下の管理職等登用率の目標達成を目指し、平成33年度も更なる推進を図る。 ・本庁課長相当職以上に占める女性職員の割合:15%以上 ・本庁課長補佐相当職に占める女性職員の割合:20%以上 ・本庁ライン係長相当職に占める女性職員の割合:35%以上 (特定事業主行動計画における平成32年度までの目標) ②育児休業中の職員が復帰前に試し出勤ができる制度を導入するなど、円滑に職場復帰できるよう支援を行う。				
実施時期	H29	H30	H31	H32	H33
① 実施	—————→				
② 検討 実施	·····→	—————→			

改革事項	仕事と生活の両立支援				
内 容	○介護に係る休暇制度の見直しを行う。 ○男性職員の育児休業等の取得を促進することで、以下の取得率の目標達成を目指し、平成33年度も更なる促進を図る。 ・父親の育児休業や育児短時間勤務、部分休業の取得率:15%以上 (特定事業主行動計画における平成32年度までの目標) ○時間外勤務縮減の取組みを推進し、特に長時間勤務者の減少を図る。				
実施時期	平成29年度から実施				

改革事項	事業所内託児施設の設置検討				
内 容	・都市部の総合庁舎の建替えに合わせて、事業所内託児施設の設置を検討する。 【実施時期】大綱期間中に検討・実施				
実施時期	H29	H30	H31	H32	H33
検 討	----->				
実 施				—————>	

改革事項	多様で弾力的な勤務形態の推進				
内 容	①時差勤務の要件拡大や時間の拡充など、多様で弾力的な勤務形態の導入を進める。 ②育児・介護を行っている職員等を対象に在宅勤務等の導入を検討する。				
実施時期	H29	H30	H31	H32	H33
① 実 施	—————>				
② 検 討	----->				
実 施				—————>	

2 人材育成の強化

改革事項	職員研修の充実				
内 容	<p>①県民感覚や幅広い視野を持ち、自ら問題を発見・解決するための実行力のある職員を養成するため、組織マネジメント力や政策形成力の強化を図るための研修を継続して実施する。</p> <p>②職員の職場外での自発的取組みを促し、県民の様々な意見に触れることで視野を広げ、政策形成能力向上につなげるための研修を実施する。</p> <p>③直面する課題や環境の変化に職員自らの確に対応できるよう、研修の科目や構成などの見直しを行う。</p>				
実施時期	H29	H30	H31	H32	H33
① 実施	—————→				
②③ 検 討 実 施	-----→	—————→			

改革事項	若手職員の人材育成
内 容	<p>・採用後一定期間（10年程度）において、個々の職員の能力や経験を踏まえつつ、本庁・出先での多様な業務経験、省庁や市町村等への長期派遣研修など若手職員の効果的な育成に取り組む。</p>
実施時期	平成29年度から実施

3 職員の士気の高揚と風通しの良い職場づくり

改革事項	人事評価制度の適切な運用				
内 容	・ 職員の一層の士気高揚及び能力開発につなげるため、人事評価制度について、継続して給与反映を含め制度運用の見直しを図る。				
実施時期	H29	H30	H31	H32	H33
検 討 実 施→				→

改革事項	再任用職員の士気の上				
内 容	・ 再任用制度の運用状況の把握を行い、再任用職員の多様な配置や効果的な研修の実施に取り組む。				
実施時期	平成29年度から実施				

改革事項	職員・職場の活性化				
内容	<p>①職場改善運動において、所属での話し合いに加えて、あらかじめ課題となるテーマを設定するなど、新たなアプローチを加えることで対話や議論を促し、改善の取組みを進めることにより、更なる職場の活性化を図る。</p> <p>②職員個人の改善努力や工夫が反映されるよう、職員提案制度を見直す。</p> <p>③職場外における職員の自発的取組みの推奨により、外部からの刺激を取り込み、職員・職場の活性化を図る。</p>				
実施時期	H29	H30	H31	H32	H33
①② 実施					
③ 検討 実施					

改革事項	メンタルヘルス不調への対応				
内容	<p>○メンタルヘルス不調の発生及び悪化の未然防止強化策として、以下の取組みを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員による適切なストレス対処方法の実行 ・職員参加型の職場環境改善の取組みの充実 ・職員の個性に応じたコミュニケーションや指導方法の普及 				
実施時期	平成29年度から実施				

4 ガバナンスの徹底

改革事項	職員の倫理保持の徹底
内容	○職員の倫理保持を徹底するため、以下の取組みを実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・各職層を対象とした倫理保持に係る各種研修の実施 ・所属研修における倫理保持の意識啓発・徹底 ・課題に応じた不祥事再発防止対策の実施 ・関係部署と連携した職務改善調査の実施
実施時期	平成29年度から実施

改革事項	適正な文書管理の徹底
内容	○適正な文書管理を徹底するため、以下の取組みを実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・文書事務の自己点検や研修内容の充実 ・関係部署と連携した職務改善調査の実施
実施時期	平成29年度から実施

改革事項	個人情報の適正な管理の徹底
内容	○個人情報の適正な管理を徹底するため、以下の取組みを実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の適正な管理に係る注意喚起の実施や研修内容の充実 ・個人情報の管理体制に係る定期監査の実施
実施時期	平成29年度から実施

改革事項	情報セキュリティ対策の徹底
内 容	○情報セキュリティ対策を徹底するため、以下の取組みを実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部ネットワークやインターネット接続点におけるセキュリティ対策の強化 ・ 職員の情報セキュリティ意識の更なる向上を図るための取組みの実施
実施時期	平成29年度から実施

改革事項	適正な財務会計処理の徹底
内 容	○適正な財務会計処理を徹底するため、以下の取組みを実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約事務に関する研修の充実 ・ 事務処理誤りの事例集の作成
実施時期	平成29年度から実施

Ⅳ 公共施設マネジメントなどによる歳入歳出の改革

これまでも財政改革の取組みを進めてきましたが、県の財政は依然として厳しい状況にあるため、なお一層の歳入の確保及び歳出の見直しに取り組み、財政の健全化に努めます。

また、公共施設等の老朽化に伴う更新期の到来を見据えて、人口減少等による利用ニーズの変化など全体的な状況を的確に把握しながら、計画的に更新・集約化・長寿命化などに取り組みます。

基本的な考え方

1 歳入の確保

財政状況の改善のため、税の収入未済対策や県有財産の有効活用など、なお一層の収入確保に取り組みます。

2 歳出の見直し

中長期的な視点による公共施設等の更新・集約化・長寿命化を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を図ります。

また、限られた財源の中で、多様化する行政ニーズに对应していくため、事業の効率的な実施に努めるとともに、県が真に行うべき行政サービスを見極めながら、必要性や効果の低い事業については廃止するなどの検討を行い、メリハリのある財政運営を進めます。

3 新たな財政改革プランの策定

将来に向けて持続可能で安定した財政運営を実現するため、財政健全化の目標を定め、計画的に実行します。

具体的な改革事項

1 歳入の確保

改革事項	税収の確保
内 容	<p>○個人県民税対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与天引きによる特別徴収を県下一斉に実施する。 ・市町村と県との徴収連携を継続実施するとともに、近隣市町村間での合同公売会や一斉差押の実施など、徴収強化の連携促進を図る。 <p>○自動車税対策</p> <p>より徴収効果の高い給与等の差押を強化することにより、更なる収入未済額の縮減を図る。</p> <p>○その他県税対策</p> <p>本庁で行ってきた高額滞納に係る財産調査、納税折衝、差押などのノウハウを県税事務所に引き継いだうえで実施するとともに、当該ノウハウを高額滞納以外のその他県税に活用することにより、更なる収入未済額の縮減を図る。</p>
実施時期	平成29年度から実施

改革事項	ふるさと納税の活用
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと寄附金の使途となる施策情報を分かりやすく工夫したうえで、多くの方から応援をしていただけるようPRの強化を図る。 ・ふるさと寄附金の返礼品について、ふるさと納税の趣旨に鑑みつつ、より一層魅力ある県産品を取り揃えて、寄附者の増加につなげる。 ・地方創生事業の推進のため、企業版ふるさと納税制度の活用を図る。
実施時期	平成29年度から実施

改革事項	行政財産の貸付				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機の設置など、これまで行ってきた貸付を継続的に行うとともに、広告枠の貸付や庁舎の余剰スペースの活用など、貸付枠の拡大や新たな貸付手法について検討する。 				
実施時期	H29	H30	H31	H32	H33
検 討 実 施					

改革事項	県有財産（土地）の処分・貸付				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・民間のチラシや広告等の広報媒体を利用し、広くPRするなど、新たな売却促進の方策を検討する。 ・公募による未利用県有地の貸付の検討や市町村と未利用地情報を共有するなど、新たな活用の方策を検討する。 				
実施時期	H29	H30	H31	H32	H33
検 討 実 施					

2 歳出の見直し

改革事項	公共施設の適切な管理・運営				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・単独庁舎に係る維持管理、改修、増築及び建替え等に関する業務を集約化し、庁舎の維持管理の効率化を図るとともに、予防保全による施設の長寿命化等により、財政負担の軽減・平準化を目指す。 【実施時期】平成29年度～ ・都市部の総合庁舎について、民間の技術・ノウハウ、資金等の活用（PPP/PFIの活用）により、建替えや維持管理に係る費用の削減等を図るとともに、地域の活性化及び地域における民間の事業機会を創出する。 【実施時期】大綱期間中に検討・実施 				
実施時期	H29	H30	H31	H32	H33
検 討▶				
実 施	————▶				

改革事項	職員住宅の計画的な維持管理				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ①築年数が40年を超える教職員住宅について、入居者の状況等に配慮しながら廃止を進める。 ②築年数が40年を超える職員住宅について、入居者の状況等に配慮しながら廃止を進める。 ③他の職員住宅についても、今後は建物の老朽化が進むことから、長寿命化対策を行うなど適切な維持管理を実施する。 				
実施時期	H29	H30	H31	H32	H33
① 実 施	————▶				
② 検 討 実 施▶			————▶	
③ 検 討 実 施▶				————▶

改革事項	公営企業の経営健全化				
内 容	①中長期的な視野に立った経営の基本計画（経営戦略）を策定し、施設、財務、組織、人材等の経営基盤の強化に取り組む。 ②流域下水道事業について、自らの経営状況や資産等を適切に把握するため、公営企業会計を導入する。				
実施時期	H29	H30	H31	H32	H33
① 実 施	—————→				
② 検 討 実 施	⋯⋯⋯→			—————→	

改革事項	事業点検による事務事業の見直し				
内 容	・今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれる中、必要な行政サービスを展開していくための財源の確保を図るため、既存の事務事業について廃止・効率化・重点化など不断の見直しに取り組む。				
実施時期	H29	H30	H31	H32	H33
検 討 実 施	⋯⋯⋯→				—————→

3 新たな財政改革プランの策定

改革事項	財政改革プランの策定・実施				
内 容	・今後の収支見通しを明らかにするとともに、必要な財源確保や歳出の見直しを計画的に推進するため、新たな財政改革プランを策定し、実施する。				
実施時期	平成29年度から実施				